

(公表様式)

業務再点検結果報告

部署名	横浜植物防疫所東京支所日立出張所
部署の業務内容	日立港及び常陸那珂港における植物類の輸出入検疫業務に関すること

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	輸出入関係者からの照会、要望等があった際には、「照会記録」等を作成のうえ、対応状況を出張所内で供覧し、丁寧・誠実・親切に対応するよう心がけている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	出張所長が苦情や要請内容を詳細に聞き、迅速に対応することとしている。なお、必要に応じてその内容及び対応案を取りまとめのうえ、速やかに上部機関（東京支所）へ報告し、上部機関の指示に基づいて適切に対応することとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	植物防疫所ホームページに、政策目的や最新の情報、新たな規制・取扱い等が随時掲載されており、施策に適切に反映されている。当所においても、諸々の会議等を通じて適切に説明している。また、パンフレット及びリーフレットを配布して啓蒙に努めている。 輸出入関係者からは迅速な検疫（検査結果の早期通知等）を求められており、検査業務・同定業務の見直し等により関係者からの要望に応えるよう常に心がけている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	

	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	植物検疫は、生産者、消費者、輸入業者にとって利害を及ぼすものであることは理解しているが、病害虫の侵入・まん延を防止することを念頭においていることから、日々の業務では利害を念頭においていない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	植物検疫くん蒸が該当すると考える。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	植物防疫法は、植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を防ぐことを目的としており、BSE発生に伴う食の安全とは目的が異なることから、BSEに関連した業務の見直しは行っていない。 植物防疫法の目的が「農業生産の安全と及び助長を図ること」であることから、国内農業生産の安定をもって、国民の健康を守ることができると考えている。 植物検疫くん蒸は、植物防疫法及び農薬取締法等関係法令に従って適切に行われている。 また、植物検疫くん蒸を実施する際には、農薬取締法に従った使用を厳守するよう、くん蒸者に指導している。 なお、植物検疫くん蒸については、農薬取締法に基づき登録された農薬を定められた使用方法を遵守して使用することとしており、適正に適用されれば問題はない。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			